

監 査 第 1 2 2 号  
平成 2 6 年 (2014) 2 月 1 7 日

出 雲 市 長 長 岡 秀 人 様

出雲市議会議長 坂 根 守 様

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 川 上 幸 博

## 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

# 監査結果報告書

## 第1 監査の対象

一般財団法人 出雲市都市公社 及び 出雲市財政部 管財契約課

- ① 平成24年度(2012)事業の運営状況
- ② 平成24年度(2012)事業の経理状況

## 第2 監査の実施期間

平成25年(2013)12月3日から平成26年(2014)1月29日まで

## 第3 監査の方法

今回の監査は、あらかじめ一般財団法人出雲市都市公社から決算書及び附属書類等、財政部管財契約課から出資に関する資料の提出を求め、これらを審査するとともに、関係職員に対する事情聴取等を行うなどの方法により実施した。

## 第4 監査の結果

事前に提出された監査資料や関係諸帳簿を見る中で、記載誤りなど一部において不備な部分が見受けられた。また、事務処理については概ね良好であったが、いくつか見直しや検討の必要な部分があった。

なお、監査委員としての要望事項は次のとおりである。

[一般財団法人 出雲市都市公社への要望]

### 1. 役員構成について

役員は、理事長、常務理事及び5人の理事のうちの4人が市職員であり、受託業務などは市から市への委託と言えなくもない。一般財団法人として、また市民に開かれた公社として、この際役員構成について検討されたい。

### 2. 霊園事業について

霊園管理は終わりの見えない事業である。その間、区画利用者(名義人)の相続等の承継確認の遺漏や県外在住者の居所不明などによって、区画利用者が把握できなくなることを危惧している。それらは維持管理料が予算どおり収入できなくなることを意味し、滞納の増加など事業実施の公正さも揺るがすことになる。公社としても頭を痛めている問題とのことであり、保証人を市内在住者とするなど対策も講じられているようなので、今後も適切に管理されたい。

### 3. 桃山事業について

平成2年度に平田本陣記念館の利便施設として建設された休憩施設売店棟は、平

成 10 年度から飲食店に貸し付けられている。近年、同記念館の入場者数の減少とともに昼食利用客も減り、飲食店は経営維持のため基本的に「予約制」としている。これでは利便施設とは言い難いため、今後貸付者への売却なども含め、本施設の位置づけと将来について検討されたい。

#### 4. 生活バス管理運行事業について

平田生活バスの運賃収入が減る中で、経費（＝市からの受託収入）が増加傾向にある。都市公社は市のみの出資団体であり、一層の経費節減が必要である。

#### 5. 市有自動車管理運行事業について

本事業は、巡回バス（市ふれあいサロン事業）、幼稚園通園バス及びスクールバスの運転を市から受託する業務であるが、いずれも当初契約どおりでいわゆるゼロ精算されており、不自然に感じたところである。事務軽減の意味から、生活バス管理運行事業も含めた中で調整されているようであるが、やはりそれぞれに精算するのが本来であり、実態に即した経理に努めるべきと考える。

#### 6. 提出書類等のチェックについて

監査を進める中で、決算報告書の記載誤り、減価償却費の計算誤り、業務見積の単価設定誤りが見受けられた。事前に入念なチェックをし、ケアレスミスがないよう気をつけられたい。

〔一般財団法人 出雲市都市公社 及び 出雲市財政部 管財契約課への要望〕

#### 1. 出雲市都市公社の将来について

平成 25 年 4 月 1 日の一般財団法人への移行によって、出雲市都市公社は再スタートを図った。しかしながら、各事業とも同公社で行わなければならない意義は薄れつつあり、公益性を有する事業は霊園事業のみである。財団法人時の財産は公益目的財産となり 1 億 9,650 万円にもなるが、公益事業にしか支出することができない。この取り扱いを含め、職員の高齢化なども踏まえると、すぐとは言わないまでも近い将来解散もあり得ると思われる。今後、事業ごとに整理・縮小を図り、解散に向けての道筋をつけていくべきと考える。

## 第 5 決算の概要

### 〔公社の概要〕

昭和 42 年 11 月 11 日、民法第 34 条の公益法人として設立。当時の名称は「財団法人平田市開発公社」。総合開発計画の推進を図り、平田地域の振興発展のための開発促進に寄与することを目的に、工業用地・住宅用地その他公共の用に供するために必要な用地等の管理、処分、あっせんを主要事業としてスタートとした。以後、昭和 46 年に霊園事業、昭和 58 年に駐車場事業、平成 2 年に桃山事業と公共の用に供する施設の設置、管理運営を加え、さらには平成 10 年に生活バス管理運行事業、

平成 14 年に市有自動車管理運行事業、平成 15 年に施設管理受託事業と市からの受託事業を開始する。その間、昭和 59 年 7 月 13 日に平田市土地開発公社の設立があり、同年 7 月 14 日に「財団法人平田市都市公社」に名称変更。そして、平成 17 年 3 月 22 日の 2 市 4 町合併により「財団法人出雲市都市公社」に、さらに公益法人制度改革により、平成 25 年 4 月 1 日から「一般財団法人出雲市都市公社」となる。

### 〔事業の実施状況〕

出雲市都市公社においては、一般会計と 6 の特別会計を有し、それぞれの事業を実施している。

#### 【一般会計】

- ①用地事業・・・公共事業等の推進を目的に先行取得した土地の管理、処分等を行う。
- ②厚生事業・・・住民福祉を目的とする施設の管理、運営を行う。

#### 【霊園事業特別会計】

市街地に点在していた墓地の郊外集積と慢性的な墓地不足を解消するために造成した、741 区画の管理運営を行う。

#### 【駐車場事業特別会計】

市街地の駐車場不足を解消するために整備した、収容台数 61 台の平田中央駐車場の貸付及び管理を行う。

#### 【桃山事業特別会計】

平田本陣記念館の利便施設として建築した施設を、「おたばこ桃山」として飲食店「祥魚亭」に貸付け、運営する。

#### 【生活バス事業特別会計】

出雲市から生活バスの運行を受託し、業務を行う。

#### 【市有自動車運行事業特別会計】

出雲市から巡回バス（出雲市ふれあいサロン事業）、幼稚園通園バス、スクールバスの運行を受託し、業務を行う。

#### 【施設管理受託事業特別会計】

出雲市から「おたばこ桃山」に隣接する公園トイレの管理を受託し、業務を行う。

### 〔公社の経営状況〕

今回の監査対象年度である平成 24 年度の当期収支差額は、一般会計が 1,128 万円の赤字、霊園事業特別会計が 55 万円の赤字となる一方、駐車場事業特別会計が 226 万円の黒字、桃山事業特別会計が 62 万円の黒字となった。一般会計の赤字は保有住宅 2 棟や鰯淵寺滴翠館の解体工事に伴う一時的なものであるが、霊園事業は

今後も赤字が続く見込みである。また、駐車場事業、桃山事業は黒字を維持できる見込みである。今後とも霊園事業の赤字を駐車場事業や桃山事業の黒字でカバーしつつ、全体的には黒字で推移するものと思われる。